

# 参考資料

## 1. 達成目標の設定理由等

### 施策① 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

#### 【目標①】

国産材の供給・利用量の拡大

#### (目標設定の考え方)

森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、木材の適切な供給・利用により、「植える→育てる→収穫する→植える」という森林のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。

このため、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。

また、木材の利用については、公共建築物や住宅等での木材利用や、木質バイオマスとしての利用を促進していくとともに、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材の需要を拡大していくことが重要である。

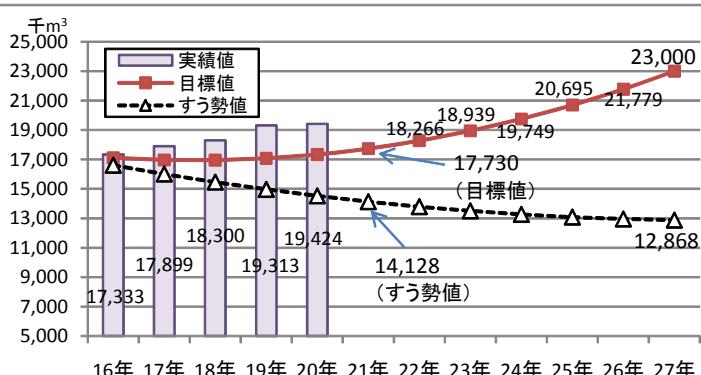
これらのことから、「国産材の供給・利用量を拡大する」を目標として設定した。

#### (各年度の目標値の考え方)

##### 目標(指標①) 国産材の供給・利用量

「国産材の供給・利用量の拡大」に向けた取組みの成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を目標値として設定した。

「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量(目標)は23,000千m<sup>3</sup>となっていることから、過去10カ年間のトレンドが平成27年に23,000千m<sup>3</sup>に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定する。



※すう勢値は、従前のとおりの政策を進めていった場合の木材の供給・利用量を示している。

#### ○国産材の供給・利用量

(単位:千m<sup>3</sup>)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
用材	16,555	17,176	17,617	18,635	18,731	(17,587)
製材用材	11,469	11,571	11,645	11,981	11,110	10,243
パルプ・チップ用材	4,249	4,426	4,496	4,673	5,113	5,025
合板用材	546	863	1,144	1,632	2,137	1,979
その他	291	316	332	340	370	340
薪炭材	169	159	148	145	146	(146)
しいたけ原木	610	565	535	542	548	(548)
合 計	17,333	17,899	18,300	19,313	19,424	(18,281)

注 : 1)H21は見込値であり、用材については、「平成21年木材需給表(用材部門)」(平成21年6月公表)の値。薪炭材<sup>注1</sup>及びしいたけ原木<sup>注2</sup>については、H20の実績と同様に推移するものと仮定。

2)数値の合計値は、四捨五入のため一致しない場合がある。

3)用材の「その他」は、構造用集成材<sup>注3</sup>、再生木材<sup>注4</sup>等である。

## 指標② 公共建築物の木造率

「国産材の供給・利用量の拡大」に向け、「公共建築物木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が重要であることから、「公共建築物の木造率」を指標として設定する。

平成27年度の目標値24%に向け、各年度一定割合で木造率を増加させることとし、平成23年度の目標値を設定した。

## 指標③ 木質バイオマス利用量(間伐材等由来)

木質バイオマスの利用促進は地球温暖化の防止、循環型社会の形成、地域の未利用資源を活用した産業の育成等に資することから、「木質バイオマス利用量(間伐材等由来)」を指標として設定する。

平成27年度の目標値300千m<sup>3</sup>に向け、各年度一定割合で利用量を増加させることとし、平成23年度の目標値を設定した。

## 指標④ 国内で合法性証明に取組む林業・木材事業体数

違法伐採対策の実効性を確保するためには、合法性証明に取組む林業・木材事業体数を増加させることが重要であることから、「国内で合法性証明に取組む林業・木材事業体数」を指標として設定する。

平成27年度の目標値8,500に向け、各年度一定数を増加させることとし、平成23年度の目標値を設定した。

## 指標⑤ 「木づかい運動」への参加団体数

消費者に国産材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくためには、国民運動として展開している「木づかい運動」を実践する企業・団体を増やすことが重要であることから、同運動のロゴマーク「○○」(申請料10,500円、年間登録料21,000円)を使用できる企業・団体の登録数を指標として設定する。

平成27年度の目標値400に向け、各年度一定数を増加させることとし、平成23年度の目標値を設定した。

(サンキュークリーンスタイルマーク<sup>注5</sup>の登録企業・団体数)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
登録企業・団体数	72	130	199	243		

出典：林野庁木材利用課

### (把握の方法)

- 指標① 木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材需給量を集計し、達成状況を把握。
- 指標② 國土交通省「建築着工統計」をもとに達成状況を把握。
- 指標③ 林野庁「木材需給表」に基づく試算により、達成状況を把握。
- 指標④ 木材業界等への聞き取りにより達成状況を把握。
- 指標⑤ 日本木材総合情報センターへの聞き取りにより達成状況を把握。

### (達成度合の判定方法)

- 指標① 毎年の目標値を上回った場合をA、すう勢値を下回った場合又は前年の実績の90%未満の場合をC、それ以外をBとする。
- 指標② 每年の目標値を上回った場合をA、基準値を下回った場合をC、それ以外をBとする。
- 指標③ 每年の目標値を上回った場合をA、前年度実績値を下回った場合をC、それ以外をBとする。
- 指標④ 每年の目標値を上回った場合をA、前年度実績値を下回った場合をC、それ以外をBとする。
- 指標⑤ 每年の目標値を上回った場合をA、前年度実績値を下回った場合をC、それ以外をBとする。

### ○製材工場規模別素材入荷量推移

(単位:千m<sup>3</sup>、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
7.5～150kw	7,267	6,677	6,016	5,410	4,693	3,999
150～300kw	3,859	3,629	3,519	3,126	2,904	2,500

300kw以上	10,579	10,234	10,807	10,912	10,022	8,966
合 計	21,705	20,540	20,342	19,448	17,619	15,465
300kw以上の割合	48.7	49.8	53.1	56.1	56.9	58.0

注:平成16年～平成20年については木材需給報告書、平成21年については木材統計及び平成18年から平成20年のトレンドによる。

○製材工場規模別従業員数 (単位:人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
7.5～150kw	34,709	30,878	27,593	25,190	(23,262)	(21,262)
150～300kw	8,768	7,670	7,171	6,481	(6,045)	(5,525)
300kw以上	11,641	10,611	10,625	10,456	(8,953)	(8,183)
合 計	55,118	49,159	45,389	42,127	(38,260)	(34,970)

注:平成16年～平成20年については木材需給報告書、平成21年については木材統計及び平成18年から平成20年のトレンドによる。

○建築用製材品の人工乾燥材<sup>注6</sup>生産の割合 (単位:%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
乾燥材割合	21.5	22.6	25.4	27.2	(27.4)	集計中

出典:林野庁木材産業課

○集成材<sup>注7</sup>・合板用素材の国産材利用量 (単位:千m<sup>3</sup>)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
国産材利用量	1,029	1,341	1,884	2,252	2,702	集計中

出典:林野庁木材産業課

○国有林の収穫量 (単位:万m<sup>3</sup>)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
収穫量	486	574	599	720	704	集計中

出典:林野庁業務課

○技術開発成果の活用状況 (単位:課題数)

	H16年度 終了課題				H17年度 終了課題		
	H17	H18	H19	H20	H18	H19	H20
実用化されているもの	4	4	5		3	3	
実用化するための実証展示の段階のもの	6	6	6		3	3	集計中
実用化するための予備試験を実施中のもの	3	3	2		7	7	集計中
実質的な活用なし					2	2	
合 計	13	13	13		15	15	

注:H18、19年度終了課題無し。

出典:林野庁木材産業課、研究・保全課

※( )の数字は見込値。

## 2. 用語解説

注1 薪 炭 材	薪及び木炭に利用する主にクヌギ、コナラ等の広葉樹。
注2 しいたけ原木	しいたけ栽培に利用する主にクヌギ、コナラ等の広葉樹。
注3 構造用集成材	ひき板又は小角材等をその纖維方向を互いにほぼ平行にして、長さ、幅及び厚さの方向に集成接着したものが集成材であり、この集成材のうち、主として構造物の耐力部材として用いられるものを構造用集成材という。
注4 再 生 木 材	丸太又は木くずを機械的に細片化してつくられるパーティクルボードや薄い木片を何層にも交互に重ね熱圧形成したウェファーボード等をいう。
注5 サンキューグリーンスタイルマーク	京都議定書の目標達成に向けた地域材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくための国民運動「木づかい運動」のロゴマーク。
注6 人 工 乾 燥 材	乾燥室で人工的に温度・湿度を調節して乾燥させた木材。
注7 集 成 材	板材(ラミナ)を纖維(木目)の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別。